

計画相談支援事業所 各位

健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課長

セルフプラン実施者における期間途中の計画相談支援事業所の追加について（通知）

標記の件について、次のとおり取扱いを変更しますので、御承知おきの上、御対応ください。

1 従来のお取り扱いについて

セルフプラン期間中の計画相談支援事業所追加は、計画相談の作成事由（期間更新、サービスの追加又は支給量の増加等）に該当する場合のみ可能

2 変更点について

上記1に該当しない場合も可能

3 支給決定及び受給者証について

計画相談支援事業所の請求に必要となるため、計画相談支援事業所を追加する旨の支給決定が必要となります。また、それに伴い受給者証の発行が必要となります。

4 請求について

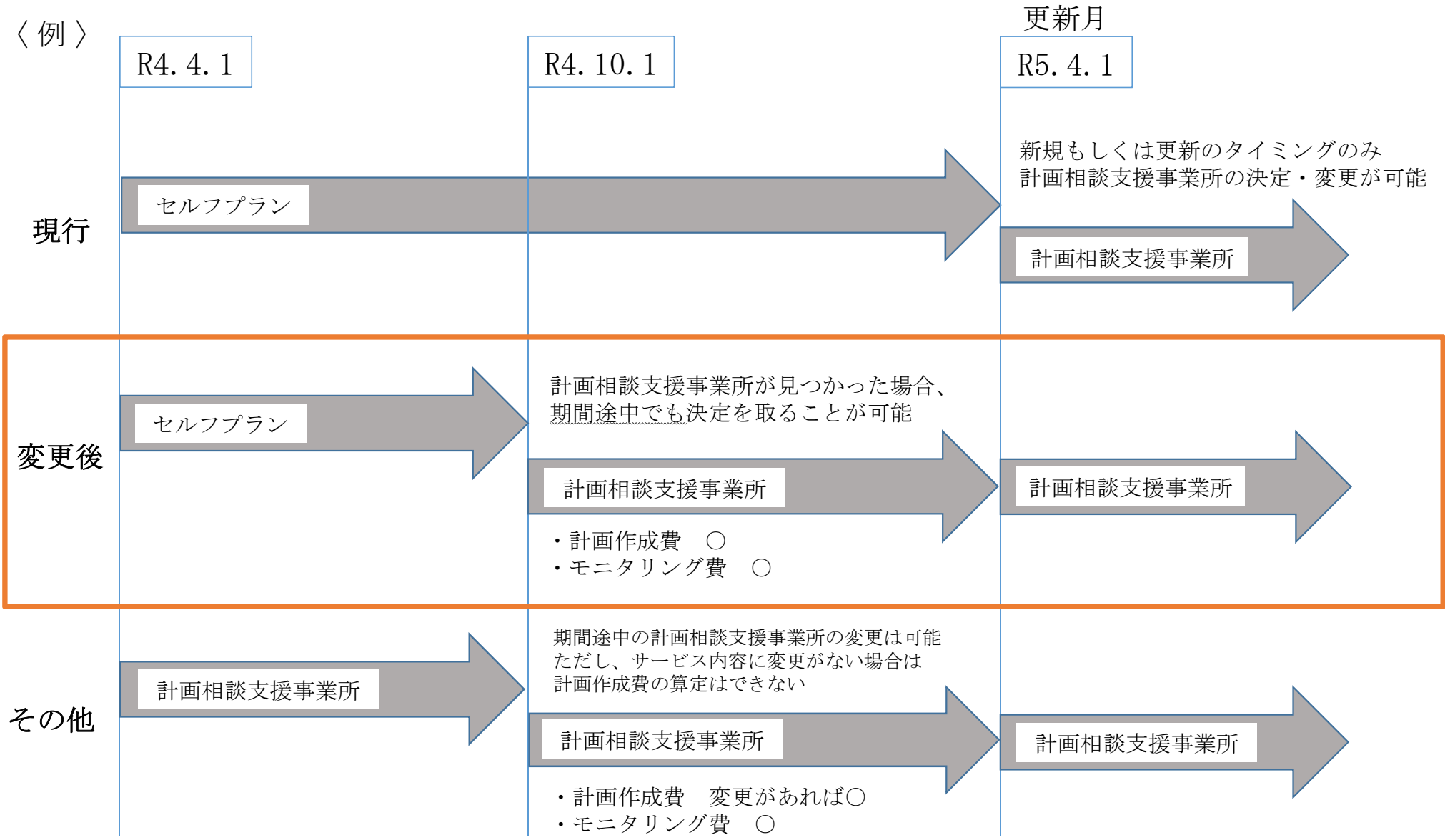
(1) 計画相談支援（サービス利用支援費等）

計画相談支援事業所が、サービス等利用計画を作成することとなるため、サービス利用支援費の算定が可能です。

(2) モニタリング（継続サービス利用支援費等）

作成したサービス等利用計画を基にモニタリングを実施した場合、継続サービス利用支援費の算定が可能です。

障害福祉課 給付担当
大熊・岩崎担当
内線 33611



期間途中の取り扱いについて

【従前】

	セルフプラン→計画相談		計画相談事業所変更	
	計画変更なし	計画変更あり	計画変更なし	計画変更あり
支給決定	×	○	○	○
計画作成費	×	○	×	○
モニタリング費	×	○	○	○

【変更後】

	セルフプラン→計画相談		計画相談事業所変更	
	計画変更なし	計画変更あり	計画変更なし	計画変更あり
支給決定	○	○	○	○
計画作成費	○ (変更がない場合も 同じものを事業所が 作成する)	○	×	○
モニタリング費	○	○	○	○